

## 前橋警察署協議会議事録

(令和6年度第2回定例会議)

開催日時	令和6年9月26日(木) 観察 午後1時30分から午後2時30分 会議 午後3時から午後4時までの間		
開催場所	観察 群馬県警察本部鑑識科学センター 会議 前橋警察署大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	小林会長、渋谷委員、丸山委員、阿部委員、岡安委員 瀬尾委員、根岸委員、五十嵐委員、伊藤委員、猪俣委員 小野委員、高坂委員	計12人
	警察	田村署長、両角副署長、宮内刑事生活安全官 関根会計官兼会計課長、板井交通官兼地域官、佐藤警務課長 新井生活安全課長、田口地域課長、深田刑事第一課長 阿部交通課長、梅村警備課長、警務係長、警務係員	計13人
	その他		

### 議事の概要

#### 1 協議会長挨拶

定例会議に先立ち、鑑識科学センターの観察を行い、警察行政への理解を高めていただいた。

本日の定例会議では、警察署長からの諮問について、各委員の皆さんから意見等を伺うこととなっている。諮問機関としての役割を發揮できるよう、委員の皆様の協力をお願いしたい。

#### 2 警察署長挨拶

当署では、第1回定例会議以降、前橋七夕まつり、前橋花火大会と大規模なイベントのほか、地区の祭礼行事等の雑踏警備にも対応したところである。今後も前橋まつりやぐんまマラソンなど大規模なイベントが控えているので、安全に進められるよう主催者と連携して対応したい。

本日は、「地域の治安向上のための防犯カメラ増設に向けた効果的方策について」の諮問を中心に、皆様から活発な御意見や御要望をいただきたい。

#### 3 管内概況説明（説明：田村署長）

- (1) 刑法犯認知・検挙状況（令和6年1～8月）
- (2) 少年犯罪検挙人員状況（〃）
- (3) 特殊詐欺認知状況（〃）
- (4) 交通事故発生状況（〃）
- (5) 110番通報受理状況警察署別治安状況（〃）

#### 4 諒問（趣旨説明：宮内刑事生活安全官）

「地域の治安向上のための防犯カメラ増設に向けた効果的方策」について、前橋警察署協議会に諒問した。

**【委員意見】**

- 個人で防犯カメラを設置するには費用負担が大きいため、商店街、企業等への防犯カメラ設置協力推進や、県、市などの自治体に対して、防犯カメラ設置、防犯カメラ設置推進のための補助金整備を要望してはどうか。
  - 防犯カメラ設置のためには住民の理解を得ることが重要であり、防犯カメラがどの程度事件に活用されているか公表するなど有効性の発信による住民への理解を得られる取組が重要である。  
また、前橋警察署管内に設置されている防犯カメラ 260 台の活用状況も伺いたい。
  - 個人で防犯カメラを設置する場合でも、ペット用カメラ等の安価で設置できる防犯カメラの活用を勧めてはどうか。
  - 防犯カメラの増設は必要であるが、監視社会への懸念を危惧する声もあるため、他人の敷地内や出入状況が記録されないよう、プライバシー保護への配慮が必要である。
  - 防犯カメラ増設に向けて、インターネットを通じて不特定多数の人々に比較的少額の資金提供を呼びかけるクラウドファンディングを活用してみてはどうか。
- ※ 各委員が発言した意見をとりまとめ、後日、諮問答申書として警察署長に提出予定。

**【諮問以外の質問・回答】 (○～委員意見・質問、●～回答)**

- テレビ等の交通事故のニュースの中で「原因は捜査中」と報道されることがあるが、捜査結果はマスコミに発表しているのか、発表していないのか。発表するとしてもマスコミが取り上げないのか。 [質問]
- 県警察における事件・事故に係る広報（報道機関への発表）は、関係者のプライバシー等の権利・利益や、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別事案ごとに総合的に検討して、発表の適否、内容等を判断している。  
交通事故の広報においては、捜査に与える影響等から、多くの場合、事故原因等は広報していない。 [回答]

- 電動アシスト自転車と呼ばれるものの中には、道路交通法の基準に適合しないものもあり、電動アシスト自転車に関わる交通事故も増加傾向にあると聞いている。群馬県は、特に自転車の交通事故も多いので、基準不適合な車両の周知と取締りを行ってもらいたい。 [要望]
- 「電動アシスト自転車（駆動補助機付自転車）」は、道路交通法上では自転車となるので、ナンバー や ウインカー 等の保安部品は必要ないが、原動機によって、どの位人の力を補助するのかという「アシスト比率」があり、道路交通法施行規則第1条の3において同基準が定められている。

そのため、取締りを行う場合は、アシスト比率を確認することが必要となるが、アシスト比率に適合しているか現場で判断することは困難である。

また、アシスト比率に適合しない場合は、原動機付自転車（ペダル付き原動機付自転車）に該当する可能性があり、調査の結果、該当すると判断されれば、ナンバー等の保安部品の取り付けや運転免許証が必要となる。

ただ、このような基準に該当しない電動アシスト自転車は、外見上だけでは判断が困難であるので、チラシ等を活用して市民への周知をするとともに、販売業者等への指導等を行っていくことが、より効果的と思われる。

当署においても、基準に該当しない電動アシスト自転車を発見した場合は、即時検挙は難しいが、鑑定等を行い、違法性が認められれば検挙するとともに、販売業者等に対

する指導や取締りを行っていきたい。

なお、電動アシスト自転車が関係する交通事故については、当署管内では令和4年中7件、令和5年中10件、本年8月末6件となっており、自転車事故総数の約3%となっている。 [回答]

5 連絡

次回の開催予定について、11月下旬から12月初旬に開催することを決定した。（詳細は、会長と別途調整）

6 配布資料

前橋警察署協議会資料～令和6年度第2回定例会議～

7 観察

定例会議に先立ち、令和6年9月26日午後1時30分から午後2時30分までの間、群馬県警察本部鑑識科学センターを観察した。

以上